

半田市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、飼い主のいない猫の増加抑制を図り、もって地域の環境美化に寄与する団体に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がなく、市内に住み着いている猫で、地域において適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解に基づき、地域に生息している飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、給餌、給水、排せつ物の処理等の世話及び周辺の清掃等を行い、将来的に飼い主のいない猫を減らしていく活動をいう。
- (3) 不妊去勢手術等 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）が、地域猫に行う不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。）及び去勢手術（精巣を摘出する手術をいう。）並びに当該地域猫に対して行うワクチン接種、ノミ駆除及び手術済みであることを識別するために当該猫の耳先に行う処置（以下、「耳先のカット」という。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次条の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に基づき愛知県知事に開設を届け出ている飼育動物の診療施設で、公益社団法人愛知県獣医師会に登録のある施設（以下、「動物病院」という。）において、当該登録団体が管理する地域猫に不妊去勢手術等を受けさせる事業

(登録申請等)

第4条 登録を受けようとする地域猫活動を行う団体（以下「登録希望団体」という。）は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 登録希望団体の会則
 - (2) 活動範囲のわかる地図
 - (3) 活動内容を住民に周知するためのチラシ
 - (4) 構成員の名簿（氏名、住所及び電話番号）
 - (5) 地域猫活動承諾書（様式第2号）
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 登録希望団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 構成員の半数以上が活動範囲の属す自治区内の在住者であること
 - (2) 活動範囲内の住民に対し、地域猫活動を実施する旨の住民説明会を開くこと
 - (3) 活動範囲の属する自治区の区長の下承を得ること
- 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、登録の承認又は不承認について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第3号）により当該申請を行った登録希望団体に通知するものとする。
- 4 登録団体は、年度の活動をまとめた地域猫活動報告書（様式第4号）を当該年度の末日（同日が市の休日にあたる場合は直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。
- 5 登録団体は、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更があったとき又は第4条第1項で申請した登録を廃止するときは、その旨を活動範囲の属する自治区の区長に報告したうえで、地域猫活動団体登録事項変更・廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- (1) 団体名
 - (2) 代表者の住所、氏名又は電話番号
 - (3) 活動範囲（属する自治区）
- 6 前項第3号で定める活動範囲の変更は、その範囲の広さが軽微（変更前の範囲の概ね3割以下）の場合に限る。
- （登録団体の取消し）
- 第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第6号）により、当該登録を取消すとともに、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないとき
 - (2) 登録団体の登録事項の内容が、実態と著しく異なっているとき
 - (3) 前2号に規定するもののほか市長が不相当と認めるとき
- (補助金の利用申請)

第6条 登録団体は、補助金を利用して地域猫に不妊去勢手術を受けさせようとするときは、地域猫不妊去勢手術費補助金利用券交付申請書（様式第7号）を提出することにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を精査し、半田市地域猫不妊去勢手術費補助金利用券（様式第8号）を交付するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、不妊去勢手術及び手術に伴うワクチン接種、ノミ駆除、及び耳先のカットに要する費用の9割に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 登録団体が各活動範囲で捕獲した地域猫に補助金の対象となる不妊去勢手術等を初めて行った日の属する月から24月以内に実施した分
 - 不妊手術 1件につき20,000円
 - 去勢手術 1件につき15,000円
- (2) 登録団体が各活動範囲で捕獲した地域猫に補助金の対象となる不妊去勢手術等を初めて行った日の属する月から25月以降に実施した分
 - 不妊手術 1件につき10,000円
 - 去勢手術 1件につき8,000円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、地域猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第9号）及び、獣医師の署名等を受けた地域猫不妊去勢手術費補助金利用券（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて当該不妊去勢手術等を行った日の属する月の翌月末日又は当該年度の末日のいずれか早い日（同日が市役所の閉庁日にあたる場合は直前の開庁日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術等に要した費用の領収書の写し
- (2) 不妊去勢手術等を受けた猫の手術前と手術後写真

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査結果を補助金交付・不交付通知書（様式第10号）により登録団体へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた登録団体は、地域猫不妊去勢手術費補助金請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

2 前項の請求を行う登録団体は、次の各号に掲げる者に補助金の受領を委任することができる。

(1) 当該交付決定に係る不妊去勢手術等を行った獣医師

(2) 当該交付決定に係る不妊去勢手術等の費用を動物病院へ支払った者

3 市長は、前項の補助金の請求を受けたときは、請求日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた登録団体又は不妊去勢手術等を行った獣医師に対し、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、この要綱による補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

(2) 市長の承認を得ず、補助金交付申請の内容を変更又は中止したとき

(3) その他補助金の交付が著しく不適當であると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知する。

(延滞金)

第13条 前条第2項の規定により、補助金の返還を求められた登録団体が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関

する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

地域猫活動団体登録申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり地域猫不妊去勢手術費補助金補助団体の登録を申請します。

記

団体名		
代表者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
活動範囲		活動範囲の属する自治区
構成員の人数	人 (うち活動範囲の属す自治区内の在住者 人)	
管理する地域猫の数（予定含む。）		

【複数の自治区で活動する場合は以下を記入】

活動範囲		活動範囲の属する自治区
構成員の人数	人 (うち活動範囲の属す自治区内の在住者 人)	
管理する地域猫の数（予定含む。）		

※添付書類

- ①登録希望団体の会則 ②活動範囲のわかる地図 ③活動内容を住民に周知するためのチラシ ④構成員の名簿（氏名、住所及び電話番号） ⑤地域猫活動承諾書 ⑥その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第4条関係）

地域猫活動承諾書

年 月 日

半田市長 殿

自治区名 _____

区長名 _____

当自治区において、下記の団体が地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第2条第2項に規定する地域猫活動を行うことを承諾しました。

記

- 1 団体名 _____
- 2 代表者 _____
- 3 報告日 _____
- 4 報告に対する意見等 _____

【確認事項】

以下の内容について、了承のうえ□にチェックを入れてください。

- 地域猫活動における地域トラブルが発生した際は、地域猫活動を承諾した地域として対応を協議し、問題解決に協力します。
- 自治区内で地域猫活動について情報共有し、役職者に交代があった際には後任者へ引き継ぎます。

様式第3号（第4条関係）

地域猫活動団体登録承認通知書・不承認通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のあった地域猫活動団体登録について、下記のとおり 承認 ・ 不承認 としました。

記

団体名	
理由 (不承認のみ)	

※登録の承認を受けた際は、活動範囲の属する自治区の区長にその旨を報告してください。

様式第4号（第4条関係）

地域猫活動報告書

年 月 日

半田市長 殿

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱に基づき、____年度における地域猫活動の状況について下記のとおり報告します。

記

活動範囲			
地域猫の状況	管理数 匹 (内訳 不妊去勢手術実施済: 匹 未実施: 匹)		
	前年度末の管理数 匹		
譲渡された猫の数	匹	死亡した猫の数	匹
所在不明な猫の数	匹	流入した猫の数	匹
自治区への活動状況 報告及び、共有の課題や市への要望等			

※各欄には年度末時点の内容を記入すること

■添付書類 管理している地域猫の状況がわかるもの（以下の項目は必須）

- ①猫の管理番号 ②猫の呼称 ③猫の性別 ④猫の毛色
- ⑤猫の不妊去勢手術実施状況 ⑥補助金の使用状況

様式第5号（第4条関係）

地域猫活動団体登録事項変更・廃止届出書

年 月 日

半田市長 殿

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

下記のとおり地域猫活動団体の登録内容の 変更・廃止 を届け出ます。

記

○変更の場合 ※変更箇所のみを記入してください。

		変更前	変更後
団体名※1			
代表者※2	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
活動範囲 (属する自治区)※3		()	()

■添付書類

(1)変更内容に係る書類

※1・2 : ①登録団体の会則 ②構成員の名簿（氏名、住所及び電話番号）

※3 : ①活動範囲のわかる地図 ②活動内容を住民に周知するためのチラシ

(2)その他市長が必要と認めるもの

○廃止の場合

廃止年月日	
廃止の理由	

様式第6号（第5条関係）

地域猫活動団体登録取消通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のあった半田市地域猫不妊去勢手術費補助金補助団体登録について、下記のとおり取消しとしました。

記

団体名	
理 由	

様式第7号（第6条関係）

地域猫不妊去勢手術費補助金利用券交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

下記のとおり地域猫不妊去勢手術費補助金利用券の交付を申請します。

記

活動範囲	
申請枚数	
活動範囲における状況	申請時点で確認している猫の数 匹 (うち申請時点で手術済みの猫の数 匹)

※年度内に使用可能な枚数を上限としてください。

様式第8号（第6条関係）

半田市地域猫不妊去勢手術費補助金利用券

（有効期間： 年4月1日～ 年3月31日まで）

○登録団体 記入欄

地域猫	管理番号	
	性別	
	毛色	
団体	手術費用を支払う構成員（氏名）	

※上欄を記入のうえ動物病院で利用してください。

○動物病院 記入欄

<p>実施した施術にチェックを入れてください。 ※以下の項目では不妊去勢手術にワクチン接種・ノミ駆除・耳先のカットを含みます。 ※墮胎を伴う不妊手術は②にチェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①メス：不妊手術 <input type="checkbox"/> ②メス：不妊手術（墮胎頭数（ 頭）） <input type="checkbox"/> ③オス：去勢手術</p> <p>施術日 年 月 日</p> <p>上欄の内容に間違いありません。</p> <p>（施術）獣医師 署名又は押印</p>

【発行者／お問い合わせ】

半田市 環境課

〒475-0803 半田市乙川末広町50番地
（リサイクルセンター内）

電話 21-4001

地域猫不妊去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 団体名 _____
 代表者 _____
 電話番号 _____

月分の地域猫不妊去勢手術費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

番号	手術日	性 別	捕獲・解放場所	手術費用支払者	病院に支払った金額	補助金申請額	
		管理番号 ※	手術を実施した動物病院	解放時立会人			
1					円	円	
2					円	円	
3					円	円	
4					円	円	
5					円	円	
※ 登録団体による管理番号を記入すること						合計	円

- 添付書類
- ・地域猫不妊去勢手術費補助金利用券（様式第8号）※獣医師の署名等を受けたものに限る
 - ・領収書又はレシートの写し（費用の内訳が分かるもの）
 - ・手術を受けた猫の写真（手術前と手術後）※耳先のカット前後が確認できる写真に限る

様式第10号（第9条関係）

補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のあった半田市地域猫不妊去勢手術費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付

交付決定額	金	円
-------	---	---

不交付

理由	
----	--

様式第11号（第10条関係）

地域猫不妊去勢手術費補助金請求書

年 月 日

半田市長 殿

団体名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

下記のとおり地域猫不妊去勢手術費補助金を請求します。

記

不妊去勢 手術等件数		件
請求金額 ※		円
振込先口座 (金融機関名 及び支店名)	銀行・金庫・農協 本店・支店	(種別)
		普通・当座
		(口座番号)
フリガナ		
口座名義人		

様式第12号（第12条関係）

地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付 第 号で交付決定した半田市地域猫不妊去勢手術費補助金については、下記のとおり取り消します。

記

1 取り消しの内容

2 取り消しの理由